

提出先	中小企業庁事業環境部企画課調査室
提出期限	平成23年9月1日

(秘) 平成23年中小企業実態基本調査 (調査票甲 個人事業者用)

平成23年8月1日 経済産業省中小企業庁

この調査により報告された記入内容は統計法により秘密が保護されています。
この調査票は、税務申告等とは一切関係なく、統計的に処理され、申告者の不利益になるようなことはありませんので、事実をありのまま記入してください。

整理番号 (この欄は、中小企業庁が使用します。)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

個人事業者用

事業所の所在地		電話番号 (代表)	
		記入者の氏名 <small>(調査票内容の照会 に回答いただける方)</small>	フリガナ
個人事業者の 名称	フリガナ	電話番号 (記入者の連絡先)	※代表と異なる場合のみご記入ください。

- ※ 上記赤枠内の記入をお願いします。
 ※ 事前に印刷されている郵便番号・住所・企業情報に誤りがある場合は、二重線で消し、正しい企業情報をご記入ください。
 ただし、数値等が見えづらくなる場合には、修正液または修正テープで消し、正しい企業情報をご記入ください。

【調査票のご記入にあたっての注意事項】 ※ ご記入いただく前に、必ずお読みください。

- この調査票は、個人事業者(個人企業)用の調査票です。御社が法人企業の場合は、改めまして法人企業用の調査票をお送りしますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。
- この調査は、個人事業者(個人企業)を対象とした企業単位の調査です。事業所単位の調査ではありません。本店、支店、営業所、工場などを含めた企業全体について記入してください。
- 記入内容は、平成22年分所得税青色申告決算書または平成22年分収支内訳書によって記入してください。それが困難な場合は、事務局へご相談していただくか、最寄りの決算期の数値を記入してください。
- この調査票は2ページ目以降、見開き左ページが記入説明、見開き右ページが記入欄という構成になっています。記入箇所は赤枠で囲んでありますので、赤枠内の記入をお願いします。また、記入の際は、左ページの記入説明を参考にしてください。
- 調査票の記入に当たっては、黒または青のボールペンではっきりと記入してください。なお、記入の訂正をする場合には、二重線で消し、正しい情報を記入してください。ただし、数値等が見えづらくなる場合には、修正液または修正テープで消し、正しい情報を記入してください。
- 記入内容について照会する場合がありますので、上記赤枠内の記入者の氏名及び連絡先の電話番号を必ず記入してください。内線番号がある場合は、その番号も記入してください。
- 記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒(黄色)に入れ、郵便ポストに投函してください。(切手は不要です。)

投函期限：平成23年8月30日(火)

- 本統計調査についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

◆ 問い合わせ先 (フリーダイヤル) : 0120-262-535

【受付時間】 平日9:00 ~ 18:00 (土曜、日曜、国民の祝日を除く)

【提出先】
 中小企業庁事業環境部企画課調査室
 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-15-6
 中小企業実態基本調査事務局
 問い合わせ先(直通): 03-5577-6160
 【受付時間】平日9:00~18:00(土曜、日曜、国民の祝日を除く)

【ホームページ】
 中小企業庁ホームページアドレス
<http://www.chusho.meti.go.jp/>
 中小企業実態基本調査ホームページアドレス
<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/index.htm>

政府統計コード

B U P E

調査対象者ID (半角数字)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

確認コード (半角英数字、英字は大文字)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

インターネットで回答される場合の
貴社固有のログイン情報

右ページ問2・問2付問1・問3・問3付問1・問5の記入説明

『問2』の**企業全体の従業員数**の各調査項目の内容は以下のとおりです。

※ 他社からの出向従業員(出向役員を含む)及び派遣従業員は除きます。

個人事業主	個人企業の経営者。個人企業が共同で事業を行っている場合は、1人を「個人事業主」とし、他の人は常用雇用者とします。
無給家族従業員	個人事業主の家族で、賃金や給料を受けずに、ふだん事業所の仕事を手伝っている人。
常用雇用者	期間を定めずに、若しくは1ヶ月を超える期間を定めて雇用している人、または平成23年2月と3月にそれぞれ18日以上雇用している人。
正社員・正職員	一般に正社員・正職員などと呼ばれている人。有給家族従業員(専従者で有給の人)も含まれます。ただし、有給・無給役員は除きます。
パート・アルバイト	常用雇用者のうち、一般に「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」またはそれに近い名称と呼ばれている人。一般の社員より1日の所定労働時間または1週間の労働日数が短い人。
臨時・日雇雇用者	1ヶ月以内の期間を定めて雇用している人、または日々雇用している人。

『問2付問1』の**他社からの出向従業員数(出向役員を含む)及び派遣従業員数**の内容は以下のとおりです。

他社からの出向従業員(出向役員を含む)及び派遣従業員の合計数	他社からの出向従業員(出向役員を含む)及び派遣従業員の合計数とは、「他社からの出向従業員(出向役員を含む)」または「他社からの派遣従業員」のいずれかに当てはまる人の数の合計をいいます。ただし、下請先の従業員は除きます。
他社からの出向従業員(出向役員を含む)	在籍出向など出向元に籍があり、給与を出向元から受け取っているが、御社にきて働いている人。
他社からの派遣従業員	労働者派遣法という派遣労働者。給与を派遣元から受け取っているが、御社にきて働いている人。

『問3』の**海外の子会社、関連会社または事業所**の定義は以下のとおりです。

海外の子会社	子会社とは、御社が50%超の議決権を所有する会社をいいます。なお、御社の子会社または御社とその子会社合計で50%超の議決権を所有している会社を含みます。ただし、50%以下であっても御社が経営を実質的に支配している会社も含みます。
海外の関連会社	関連会社とは、御社が20%以上から50%以下の議決権を所有する会社をいいます。
海外の事業所	事業所とは、海外にある御社の支店・営業所・工場などをいいます。

『問3付問1』の記入上の注意点

海外の子会社、関連会社または事業所の内訳については、同封の「業種分類表・国地域分類表」(オレンジ色の冊子)を参考にしてください。

『問5』の**売上(収入)金額及び経費**などの各調査項目の内容は以下のとおりです。

※ 各調査項目と「青色申告」または「白色申告」の各科目の対応は、下表を参照してください。

項目	青色申告 平成 22 年分 所得税青色申告決算書				白色申告 平成 22 年分 収支内訳書		
	(一般用)	(現金主義用)	(不動産所得用)	(農業所得用)	(一般用)	(不動産所得用)	(農業所得用)
売上(収入)金額	①	④	④	⑦	④	⑤	⑦
売上原価 (商品仕入原価、材料費、 労務費、外注費などの総額)	⑥	⑤	/	/	⑨	/	/
経費	給料賃金 (専従者給与除く)	⑥	⑪	⑫	⑪	⑥	⑧
	地代家賃	⑫	⑧	⑩	⑮	⑨	⑨
	減価償却費	⑮	⑨	⑧	⑫	⑬	⑦
	租税公課	⑧	/	⑤	⑧	①	①
	上記以外の経費	⑫から上記の ⑮,⑫,⑮,⑧の 金額を除いた 金額	⑫から上記の ⑤,⑥,⑧,⑨の 金額を除いた 金額	⑮から上記の ⑪,⑩,⑧,⑤の 金額を除いた 金額	⑫から上記の ⑫,⑮,⑮,⑧の 金額を除いた 金額	⑮から上記の ⑪,⑮,⑬,①の 金額を除いた 金額	⑮から上記の ⑥,⑨,⑦,①の 金額を除いた 金額
差引金額または 専従者控除前の所得金額	⑳	⑬	⑰	㉑	⑰	⑬	⑮

※ この調査票は、「個人事業者用」の調査票です。法人企業の方は、「法人企業用」の調査票を再送付致しますので、表紙の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 企業の概要 ※全員の方におうかがいします。

問1 事業を開始した年について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | | | |
|-------------------|-----------------|-----------------|--------------------|
| 1. 平成22年(2010年)以降 | 4. 平成19年(2007年) | 7. 平成16年(2004年) | 10. 平成13年(2001年) |
| 2. 平成21年(2009年) | 5. 平成18年(2006年) | 8. 平成15年(2003年) | 11. 平成12年(2000年)以前 |
| 3. 平成20年(2008年) | 6. 平成17年(2005年) | 9. 平成14年(2002年) | |

問2 出向・派遣を除く、企業全体の従業者数を平成23年3月31日現在で記入してください。(男女別)
 なお、「個人事業主」欄には、男女どちらかに、1人と記入してください。
 (※ 他社からの出向従業者(出向役員を含む)及び派遣従業者は除いて、記入してください。)

区分	⑥合計 〔⑥=①+②+③+④+⑤〕 (※ 出向・派遣は除く)				内 訳					
	①個人事業主	②無給家族従業者	③正社員・正職員 (有給・無給役員は除く)		④パート・アルバイト		⑤臨時・日雇雇用者			
			人	人	人	人	人	人		
男										
女										

問2付問1 他社からの出向従業者数(出向役員を含む)及び派遣従業者数をそれぞれ平成23年3月31日現在で記入してください。(男女別)

区分	③合計 〔③=①+②〕		内 訳	
	①他社からの出向従業者 (出向役員を含む)	②派遣従業者	人	人
男				
女				

【問2付問1 記入上の注意点】
 他社からの出向従業者(出向役員を含む)及び派遣従業者がない場合には、「0」人と記入してください。
 ※定義については左ページ(2ページ)をご覧ください。

問3 御社の海外展開について、おうかがいします。
 海外に子会社、関連会社または事業所(支店・営業所・工場など)がありますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください(平成23年3月31日現在)。

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| 1. 海外に子会社、関連会社または事業所がある | 2. 海外に子会社、関連会社または事業所がない |
|-------------------------|-------------------------|

→ 問4へお進みください

問3付問1 問3で「1. 海外に子会社、関連会社または事業所がある」を選んだ方のみにおうかがいします。
 海外にある、子会社、関連会社または事業所の数を平成23年3月31日現在で記入してください。

項目	⑤〔合計〕海外にある、子会社、関連会社または事業所の数 〔⑤=①+②+③+④〕				内 訳			
	①アジア	②ヨーロッパ	③北米	④その他の地域	社	社	社	社
子会社								
関連会社								
事業所					箇所	箇所	箇所	箇所

2. 平成22年度決算について ※全員の方におうかがいします。

問4 本調査票では、金額記入に関する質問がいくつかありますが、消費税の取り扱いについては、原則、税込みで記入してください。ただし、会計処理上税込みで記入することが難しい場合は、下記の口内に「✓」を記入し、税抜きで記入してください。

税抜きで記入する

これからの問いで、税抜きで記入する場合のみ、口内に「✓」を記入してください。税込みで記入できる場合は、問4は空欄で構いません。

問5 売上(収入)金額及び経費などを平成22年度決算の損益計算書及び確定申告書類などを参照して記入してください。

項目	金額								
	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	
売上(収入)金額									,000円
売上原価 (商品仕入原価、材料費、労務費、外注費などの総額)									,000円
経費	給料賃金(専従者給与除く)								,000円
	地代家賃								,000円
	減価償却費								,000円
	租税公課								,000円
上記以外の経費								,000円	
差引金額または専従者控除前の所得金額									,000円

【問5 記入上の注意点】

- 平成22年度の決算期間で記入してください。それが困難な場合は、事務局へご相談していただくか、最寄りの決算期の数値を記入してください。
- 金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。
- 「差引金額または専従者控除前の所得金額」をあらわすマイナスの金額を記入する場合は、金額の先頭に▲を記入してください。(例:▲2000)

右ページ問7・問8・問8付問1・問9・問10の記入説明

『問7』の「有形固定資産」及び「無形固定資産」の内容は以下のとおりです。

有形固定資産	建物・構築物・建物附属設備	事務所、店舗、工場及び倉庫などの建造物、社宅、電気設備などの建物、橋、舗装道路及び煙突などの構築物のほか、暖冷房設備、照明設備、昇降機などの附属設備を含みます。
	機械装置	工作機械、化学反応装置などの機械装置及びそれに付属する設備。
	船舶、車両運搬具、工具・器具・備品	タンカー、貨物船、はしけ及び漁船などの船舶、鉄道用車両及び自動車などの車両運搬具、測定工具、検査工具などの工具、試験機器、測定機器などの器具及び事務機などの備品（耐用年数1年超で相当価額以上のもの）。
	土地	工場、事務所及び社宅などの経営目的のために使用している土地。ただし、販売目的、投資目的の土地は除きます。
	建設仮勘定	建物、構築物、機械装置及び船舶などの建設または製作のために支出した手付金及び労務費、取得した機械、購入した資材・部品など。
	上記以外の有形固定資産	有形固定資産のうち、上記の項目以外の資産。生物など。
無形固定資産		のれん（営業権）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、借地権、地上権、著作権及びソフトウェア制作費など。

『問8』及び『問8付問1』の「リース契約」及び「新規リース契約額」の内容は以下のとおりです。

リース契約	リース契約とは、長期間にわたり特定の資産を占有して使用する賃貸借契約をいいます。土地・建物の貸借、短期間のレンタル、チャーター、転リースなどは含みません。
新規リース契約額	支払リース料ではなくリース契約額の総額です。平成22年度の決算期間中に新たにリース契約を行ったものの契約額と、同期間にリース契約期間が終了したため、新たに契約更新を行ったものの契約額が該当します。

『問9』の研究開発の内容は以下のとおりです。

研究開発	<ul style="list-style-type: none"> ・研究とは、新しい知識の発見を目的とした計画的な探求及び調査をいいます。 ・開発とは、新しい製品・サービス・生産方法（以下、「製品など」）についての計画もしくは設計または既存の製品などを著しく改良するための計画もしくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化することに伴う費用をいいます。 <p>なお、この調査では自然科学のみでなく、人文・社会科学の研究についても調査の対象となっています。ただし、製造現場で行なわれている品質管理活動やクレーム処理のための活動、または、探査・掘削などの鉱物資源の開発に特有の活動は、研究開発に含まれません。</p>
------	--

研究開発とするもの（例）

- ・学術的な真理の探究
- ・基盤技術の研究開発
- ・新製品の開発
- ・既存製品の強化・改良
(本質的な機能強化を伴わない「不具合の修正」は除きます。)
- ・製品の特性を明らかにする試験研究
- ・新しい製造法・処理法の開発
- ・新しい材料の探求・開発

研究開発としないもの（例）

- ・マーケティング調査、消費者アンケートなど営業活動を目的とした調査・分析
- ・財務分析、在庫管理など、経営管理を目的とした調査・分析
- ・QC活動、ISO9001（品質管理）、ISO14001（環境管理）など、工程管理を目的とした調査・分析

『問10』の研究開発促進税制（中小企業技術基盤強化税制）の内容は以下のとおりです。

中小企業技術基盤強化税制	<p>「中小企業技術基盤強化税制」は、中小企業者等が支出した試験研究費の12%に相当する額の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする）が認められる制度です。また、上記の措置に加え、当期の法人税額の10%を限度として、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する各事業年度において、次の特例のいずれかを選択適用することが認められます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①試験研究費の額が比較試験研究費（過去3事業年度の試験研究費の平均額）の額を超え、かつ、基準試験研究費（前2事業年度のうち最も多い事業年度の試験研究費の額）の額を超える場合には、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の5%に相当する額の税額控除が認められます。 ②試験研究費の額が平均売上金額（直近4年間の平均売上額）の10%相当額を超える場合には、その超える部分の金額に特別税額控除割合（試験研究費割合から10%を控除した割合に0.2を乗じた割合）を乗じた金額の税額控除が認められます。
--------------	---

問6 平成22年度決算において、取得した資産のうち租税特別措置法上の『中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(※1)』を適用し、損金経理したものの金額(上限300万円)及びその対象資産件数を記入してください(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください)。

金額	百万	十万	万	千	,000円
件数					件

※1『中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例』とは
 青色申告書を提出する、常時使用する従業者の数が1,000人以下の個人事業者または資本金1億円以下の中小企業者(大規模法人の子会社などは除きます。)等を対象に、取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得された場合、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまで、取得価額の全額を損金算入できる制度です。
 確定申告書等に添付した少額減価償却資産の取得価額に関する明細書または減価償却資産の償却額の計算に関する明細書(別表十六(七)等)の「合計」欄に記載された事項を基に、金額(合計額)及び件数を記入してください。

問7 設備投資(「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得)について、おうかがいします。
 平成22年度の決算期間中に設備投資(「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得)を行いましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 設備投資を行った	2. 設備投資を行っていない
-------------	----------------

問8へお進みください

問7付問1 問7で「1. 設備投資を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。
 平成22年度の決算期間中に行った設備投資額(「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得額)(※2)を記入してください(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください)。

設備投資額 (「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得額)	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	,000円

※2 貸借対照表の有形固定資産とは異なります。平成22年度の決算期間中に取得した分のみを記入してください。また、減価償却前の金額です。ご注意ください。

問8 リースの利用について、おうかがいします。
 平成22年度の決算期間中に新たにリースの契約をしましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 平成22年度の決算期間中に新たにリース契約(契約更新を含む)を行った	2. 平成22年度の決算期間中にリース契約を新たに行わなかった
---------------------------------------	---------------------------------

問9へお進みください

問8付問1 問8で「1. 平成22年度の決算期間中に新たにリース契約(契約更新を含む)を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。平成22年度の決算期間中に新たに契約したリース契約額の総額を記入してください(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください)。

新規リース契約額	十億	億	千万	百万	十万	万	千	,000円

【問8付問1 記入上の注意点】
 支払リース料ではなくリース契約額の総額です。平成22年度の決算期間中に新たにリース契約を行ったものの契約額と、同期間にリース契約期間が終了したため、新たに契約更新を行ったものの契約額が該当します。

問9 新製品または新技術の研究開発について、おうかがいします。
 平成22年度の決算期間中において、新製品または新技術の研究開発を行いましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 研究開発を行った	2. 研究開発を行っていない
-------------	----------------

問11へお進みください

問9付問1 問9で「1. 研究開発を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。
 研究開発に要した費用(※3)を記入してください(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください)。

研究開発費	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	,000円

※3 平成22年度の決算期間中に要した研究開発費用を記入してください。累計ではございません。

問10 平成22年度決算において、研究開発促進税制(中小企業技術基盤強化税制)を利用しましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 利用している	2. 利用していない
-----------	------------

右ページ問11・問12の記入説明

「問11」の特許権・実用新案権・意匠権の内容は以下のとおりです。

特許権	発明を独占的に利用し得る権利であり、特許法による登録をしたもの。
実用新案権	物品の形状、構造、組合せの考案であって、実用新案法に従って登録したもの。
意匠権	物品の形状、模様、色彩についての美徳をおこさせるデザインであって、意匠法に従って登録したもの。

「問12」の売上(収入)金額の業種別内訳の内容は以下のとおりです。

①建設事業の収入	建築工事、土木工事及び設備工事の完成工事高。
②製造品売上金額	「製造品売上金額」とは、自己の製造した製品を販売した場合の販売高をいいます。他から製造委託を受けたものの販売高も含まれます。 以下の場合、「製造品売上金額」には含みませんので注意してください。 1. 仕入商品を加工せず他の事業者へ販売した場合の販売高⇒「⑥卸売の商品売上金額」に記入。 2. 仕入商品を加工せず消費者へ販売した場合の販売高⇒「⑦小売の商品売上金額」に記入。 3. 菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として家庭用消費者に直接販売した場合の販売高⇒「⑦小売の商品売上金額」に記入。
③加工賃収入	発注元から支給を受けた原材料を加工することにより受け取った収入。
④情報通信事業の収入	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業及び映像・音声・文字情報制作業の収入。
⑤運輸、郵便事業の収入	道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業及びこん包業、郵便業(信書便事業を含む)などの収入。
⑥卸売の商品売上金額	他の者から購入した(仕入れた)商品を、 その性質や形状を変えないで 他の事業者に対して販売した場合の販売高をいいます。営業活動に伴う販売手数料などを含まず。
⑦小売の商品売上金額	「小売の商品売上金額」とは、仕入商品または製造した商品を 主として一般消費者(個人または家庭用消費者) に販売した場合の販売高をいいます。営業活動に伴う販売手数料などを含まず。 菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として一般消費者(個人または家庭用消費者)に直接販売する場合は、「②製造品売上金額」ではなく、この「⑦小売の商品売上金額」に記載してください。
⑧不動産、物品賃貸事業の収入	不動産取引、不動産仲介、不動産管理及び不動産賃貸、物品賃貸などの収入。
⑨学術研究、専門・技術サービス事業の収入	学術・研究開発機関、専門・技術サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業など)、広告業の収入。
⑩宿泊事業の収入	旅館、ホテル、簡易宿所及び下宿業などの収入。
⑪飲食サービス事業の収入	一般飲食店(食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、料亭及び酒場など)、持ち帰りサービス業(すし、弁当など)、宅配飲食サービス業(宅配ピザ、給食センター、病院給食など)の収入。
⑫生活関連サービス、娯楽事業の収入	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、冠婚葬祭業、写真現像・焼付業など)、娯楽業(映画館、興行場・興行団、スポーツ施設提供業など)の収入。
⑬サービス事業(他に分類されない)の収入	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介業、労働者派遣業及びその他の事業サービス業(建物サービス業、警備業、ディスプレイ業、テレマーケティング業など)の収入。
⑭その他の事業の収入	上記以外の農業、林業、漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融・保険業、医療・福祉及び教育・学習支援業などの収入。

問11 御社で所有している特許権・実用新案権・意匠権がありますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 特許権・実用新案権・意匠権がある | 2. 特許権・実用新案権・意匠権がない |
|---------------------|---------------------|

→ 問12へお進みください

問11付問1 問11で「1. 特許権・実用新案権・意匠権がある」を選んだ方のみにおうかがいします。
平成23年3月31日現在で所有している特許権・実用新案権・意匠権の件数をそれぞれ記入してください。

内容	所有しているもの			所有しているものうち、 使用しているもの ※1			使用しているものうち、 自社開発のもの		
	件	件	件	件	件	件	件	件	
特許権									
実用新案権									
意匠権									

※1 「所有しているものうち、使用しているもの」には、他社に供与しているものも含めてください。

次の大小関係となるよう記入してください。所有しているもの ≥ 使用しているもの ≥ 自社開発のもの

問12 売上(収入)金額の内訳について平成22年度決算の損益計算書及び確定申告書類などを参照して記入してください。

業種別内訳	割合			
①建設事業の収入			%	
②製造品売上金額			%	
③加工賃収入			%	
④情報通信事業の収入			%	
⑤運輸、郵便事業の収入			%	
⑥卸売の商品売上金額			%	
⑦小売の商品売上金額			%	
⑧不動産、物品賃貸事業の収入			%	
⑨学術研究、専門・技術サービス事業の収入			%	
⑩宿泊事業の収入			%	
⑪飲食サービス事業の収入			%	
⑫生活関連サービス、娯楽事業の収入			%	
⑬サービス事業(他に分類されない)の収入			%	
⑭その他の事業の収入			%	
合計	1	0	0	%

【問12 記入上の注意点】
御社の行っている事業が業種別内訳のどの項目にあてはまるのかは、左ページ(6ページ)の記入説明及び『業種分類表・国地域分類表』(オレンジ色の冊子)または中小企業庁ホームページの中小企業実態基本調査【専用】業種分類検索システムを参照ください。

「①建設事業の収入」に記入がある場合は、9ページ問15も必ず記入してください。

【問13 記入上の注意点】
例) 下図の場合、売上高の内訳で最も多いのは「④ 情報通信事業の収入」なので、問13では、「④ 情報通信事業の収入」を100%とし、その内訳を収入の多い順に第3位まで記入してください。

問12

業種別内訳	割合			
①建設事業の収入			%	
②製造品売上金額			%	
③加工賃収入			%	
④情報通信事業の収入	8	0	%	
⑤運輸、郵便事業の収入			%	
⑥卸売の商品売上金額			%	
⑦小売の商品売上金額			%	
⑧不動産、物品賃貸事業の収入			%	
⑨学術研究、専門・技術サービス事業の収入			%	
⑩宿泊事業の収入			%	
⑪飲食サービス事業の収入			%	
⑫生活関連サービス、娯楽事業の収入			%	
⑬サービス事業(他に分類されない)の収入	2	0	%	
⑭その他の事業の収入			%	
合計	1	0	0	%

問13

内訳	分類番号	事業の種類 (分類番号を含めお書きください。)	割合
第1位	4 0 1	インターネット付随サービス業	8 0 %
第2位	3 9 2	情報処理・提供サービス業	4 0 %
第3位			%
その他	9 9 2	主たる業種のうち上記以外の事業	%
合計			1 0 0 %

問13 「問12 売上(収入)金額の内訳」で、最も大きい割合を記入した内訳項目(御社の主たる事業)についておうかがいします。
御社の主たる事業について、その内訳を売上金額(または収入金額)の多い順に、『業種分類表・国地域分類表』(オレンジ色の冊子)または中小企業実態基本調査【専用】業種分類検索システムから分類番号(3桁)を3つ選び、その分類番号、事業の種類、収入割合を記入してください。
それ以外(主業の内訳のうち上位3つ以外)のものは、その他の欄にまとめて記入してください。

内訳	分類番号	事業の種類 (分類番号を含めお書きください。)	割合
第1位			%
第2位			%
第3位			%
その他	9 9 2	主たる業種のうち上記以外の事業	%
合計			1 0 0 %

合計して100%になるように、記入してください。

3. 仕入先・販売先について ※全員の方におうかがいします。

問14 平成22年度の決算期間中に、原材料や商品(製品)の仕入れ・販売を行いましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。(※自家消費目的やサービス(旅行など)の仕入れは除きます。)

- | | |
|---------------|------------------|
| 1. 仕入れ・販売を行った | 2. 仕入れ・販売を行っていない |
|---------------|------------------|

右ページ問15・問16・問17の記入説明

『問15』の工事の受注についての各調査項目の内容は以下のとおりです。

※ 問15は、7ページ「問12 売上(収入)金額の内訳」で「① 建設事業の収入」の欄に数値を記入した方は、必ずご記入ください。それ以外の方は、「5. 受託の状況」問16へお進みください。

元請工事	発注者から直接請け負う建築工事、土木工事及び設備工事。
下請工事	発注者から直接ではなく、他の建設業者から下請けした建築工事、土木工事及び設備工事。
公共事業	国、特殊法人、地方公共団体などが発注する建築工事、土木工事及び設備工事。

『問16』の受託の内容は以下のとおりです。(※建設工事の受託は除きます。)

① 製造の受託	他社が販売すべき物品・製造請負品・部品・原材料、自己使用する物品・金型などの製造を依頼されること。
② 修理の受託	他社が請け負っている物品の修理、他者の自己使用する物品の修理を依頼されること。
③ プログラム作成の受託	他社が行うべきプログラム作成を依頼されること。
④ プログラム作成の受託以外の情報成果物作成の受託	他社が行うべきテレビ番組作成・工業デザイン・グラフィックデザインの提供などを依頼されること。
⑤ 役務提供の受託	他社が行うべき運送・物品の倉庫保管・情報処理の役務提供を依頼されること。 ※ 建設業を営む者が請け負う建設工事の受託は含まれません。
⑥ 上記⑤以外の役務提供の受託	他社が行うべきメンテナンス(ビル、自動車、機械等)・顧客サポート(アフターサービス、コールセンター等)などの役務提供を依頼されること。 ※ 建設業を営む者が請け負う建設工事の受託は含まれません。

『問17』の委託の内容は以下のとおりです。(※建設工事の委託は除きます。)

① 製造の委託	御社が販売すべき物品・製造請負品・部品・原材料、自己使用する物品・金型などの製造を他社に委託すること。
② 修理の委託	御社が請け負っている物品の修理、御社の自己使用する物品の修理を他社に委託すること。
③ プログラム作成の委託	御社が行うべきプログラム作成を他社に委託すること。
④ プログラム作成の委託以外の情報成果物作成の委託	御社が行うべきテレビ番組作成・工業デザイン・グラフィックデザインの提供などを他社に委託すること。
⑤ 役務提供の委託	御社が行うべき運送・物品の倉庫保管・情報処理の役務提供を他社に委託すること。 ※ 建設業を営む者が請け負う建設工事の委託は含まれません。
⑥ 上記⑤以外の役務提供の委託	御社が行うべきメンテナンス(ビル、自動車、機械等)・顧客サポート(アフターサービス、コールセンター等)などの役務提供を他社に委託すること。 ※ 建設業を営む者が請け負う建設工事の委託は含まれません。

4. 工事の受注について

【問15は、7ページ「問12 売上（収入）金額の内訳」で「① 建設事業の収入」の欄に数値を記入した方は、必ずご記入ください。】

【それ以外の方は、「5. 受託の状況」問16へお進みください。】

問15 平成22年度の決算期間中の完成工事高について、元請・下請工事別の発注社の数と金額を記入してください。また、元請工事については、「公共事業」「公共事業以外の民間など」別に記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください）。なお、同じ会社から複数受注した場合、受注数は1社となります。

項目		発注社の数 ※1	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	
元請工事	公共事業											,000 円
	公共事業以外の民間など											,000 円
下請工事												,000 円
合計												,000 円

※1
発注社の数には、工事の件数ではなく、発注社の数を記入してください。

5. 受託の状況

【主たる事業が「建設業」の場合（問12で「①建設事業の収入」の割合が最も大きかった方）は記入不要です。【6. 委託の状況」問17へお進みください。】

問16 平成22年度の決算期間中に、左ページ(8ページ)問16の記入説明に掲げる受託(※2)がありましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。(※建設工事の受託は除きます。)

※2 受託とは、他社が行うべき役務提供等を依頼されることをいいます。ただし、建設工事の受託は除きます。

1. 受託があった

2. 受託がなかった

→ 問17へお進みください

問16付問1 問16で「1. 受託があった」を選んだ方のおうかがいします。

平成22年度の決算期間中に受託した金額を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください）。

受託の金額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	
										,000 円

6. 委託の状況 ※ 全員の方におうかがいします。

問17 平成22年度の決算期間中に、左ページ(8ページ)問17の記入説明に掲げる委託(※3)を行いましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。(※建設工事の委託は除きます。)

※3 委託とは、自社が行うべき役務提供等を、自社のために行ってくれるように他社に依頼（外注を含む）することをいいます。ただし、建設工事の委託は除きます。

1. 委託を行った

2. 委託を行っていない

→ 問18へお進みください

問17付問1 問17で「1. 委託を行った」を選んだ方のおうかがいします。

平成22年度の決算期間中に委託した金額を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください）。

委託の金額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	
										,000 円

右ページ問18・問18付問1・問19・問20の記入説明

『問18』の取引金融機関(メインバンク)についての各調査項目の内容は以下のとおりです。

都市銀行・信託銀行など	都市銀行(みずほ、三菱東京UFJ、三井住友、りそな、みずほコーポレート、埼玉りそな、新生、あおぞら)、信託銀行(「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」によって信託業務を兼営する銀行)など。
地銀・第二地銀	地方銀行(全国地方銀行協会加盟銀行)、第二地銀(第二地方銀行協会加盟銀行、旧相互銀行)。
信用金庫・信用組合	信用金庫(「信用金庫法」に基づく協同組織の金融機関)、信用組合(「中小企業等協同組合法」に基づく協同組織の金融機関)。
政府系中小企業金融機関など 4以外の政府系金融機関など	商工組合中央金庫、日本政策金融公庫(中小企業事業)、日本政策金融公庫(国民生活事業)※ 日本政策投資銀行など。
農林系金融機関	農林中央金庫、農業協同組合、信用農業協同組合連合会、漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会。
その他	外資系金融機関、ゆうちょ銀行など。

※ 2008年10月1日より、日本政策金融公庫(中小企業事業)は中小企業金融公庫、日本政策金融公庫(国民生活事業)は国民生活金融公庫の業務をそれぞれ承継。

『問18付問1』の借入条件についての各調査項目の内容は以下のとおりです。

本人保証	金銭消費貸借契約書や根保証書などの連帯保証人や銀行取引約定書における包括根保証人があるケースのうち、御社の代表者や、代表者以外の役員が保証人となっている場合をいいます。
物的担保	不動産、預金、有価証券、機械設備に対して、御社借入金を被担保債権として、メインバンクが(根)抵当権設定、質権設定などを行っていることをいいます。
第三者保証	金銭消費貸借契約書や根保証書などの連帯保証人や銀行取引約定書における包括根保証人があるケースのうち、御社の代表者と代表者以外の役員とを除いた第三者(代表者の親族など)が保証人となっている場合をいいます。
公的信用保証	都道府県及び自治体の信用保証協会(全国に52ある)との間で保証委託契約を取り交わしている場合または日本政策金融公庫(旧 中小企業金融公庫)の信用保証制度を利用している場合をいいます。(民間の信用保証会社による保証は含まれません。)

『問19』のチェーン組織への加盟の状況について、各用語の説明は以下のとおりです。

ボランティア・チェーン	ボランティア・チェーンとは、独立した個々の店が、独立性を維持しながら多数が結合、組織化して本部を中心に商品の仕入れやその他の業務を共同化するチェーン組織のことをいいます。
フランチャイズ・チェーン	フランチャイズ・チェーンとは、チェーン本部が加盟店との契約に基づき、特定の商標、商号などを使用させる権利を与え、経営指導を行いながら、継続的に商品を提供し、その対価としてロイヤリティを徴収する意図で組織されたチェーン組織のことをいいます。

『問20』の電子商取引(e-コマース)の実施状況について、用語の説明は以下のとおりです。

電子商取引(e-コマース)	電子商取引(インターネット等を通じた商取引、e-コマース)とは、「商取引(企業の収益として計上された金銭的対価を伴う商品としての物品、サービス、情報の交換に関わる一連の業務・行為)のうち一部でもコンピュータを介したネットワーク上で行っていること」を指します。
---------------	---

7. 取引金融機関(メインバンク)について

※ 全員の方におうかがいします。

問18 御社の取引金融機関のうち、メインバンクについておうかがいします。
現在、御社のメインバンク(借入れ残高シェアの大小などに関わらず御社がメインバンクと認識している金融機関)はどれですか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1. 都市銀行・信託銀行など | 5. 4以外の政府系金融機関など |
| 2. 地銀・第二地銀 | 6. 農林系金融機関 |
| 3. 信用金庫・信用組合 | 7. その他(外資系金融機関など) |
| 4. 政府系中小企業金融機関など | 8. <u>メインバンクはない</u> |

→ 問19へお進みください

【以下の問18付問1、問18付問2は、問18で「1～7」のいずれかをお答えの方におうかがいします。】

問18付問1 メインバンクからの借入条件について、該当する番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| 1. 経営者の本人保証を提供している | 4. 公的信用保証を提供している |
| 2. 物的担保を提供している | 5. 1～4のいずれも提供していない |
| 3. 第三者保証(公的信用保証を除く)を提供している | 6. メインバンクからの借入金はない |

問18付問2 最近1年間のメインバンクへの借入申込みについて、最も多かった対応はどれでしたか。
該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | |
|----------------------------|-------------------------|
| 1. 借入申込を拒絶または申込額を減額された | 4. 借入条件は緩和され申込額どおり借りられた |
| 2. 借入条件は厳しくなったが申込額どおり借りられた | 5. 増額セールス(※)を受けた |
| 3. 借入条件の変更なしで申込額どおり借りられた | 6. 最近1年間は借入申込を行っていない |

※ 増額セールスとは、申し込み金額以上の貸付金額をメインバンクから提案されることをいいます。

8. チェーン組織への加盟の状況

※ 主たる事業が製造業の場合は記入不要です。
「9. 電子商取引(e-コマース)の実施状況」へお進みください。

問19 御社における平成22年度の主たる事業(決算ベース)において、チェーン組織に加盟していますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1. ボランタリー・チェーンに加盟している | 3. 1、2のいずれも加盟していない |
| 2. フランチャイズ・チェーンに加盟している | |

9. 電子商取引(e-コマース)の実施状況

※ 全員の方におうかがいします。

問20 御社における平成22年度の事業活動(決算ベース)において、電子商取引(インターネット等を通じた商取引)を実施しましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

電子商取引を実施したものの、売上実績や販売実績にはならなかった場合であっても、実際に電子商取引を導入し、利用機会があった場合は、「1. 電子商取引を実施した」に○をつけてください。

- | | |
|---------------|------------------|
| 1. 電子商取引を実施した | 2. 電子商取引を実施しなかった |
|---------------|------------------|

質問は以上です。調査へのご協力、誠にありがとうございました。

後日、調査担当より、記入内容について確認させていただく場合もありますので、よろしく願いいたします。
記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒(黄色)に入れ、8月30日(火)までにポストに投函してください。
(切手は不要です。)

